

を
に改める。

別表第四予算科目表2収益的収入及び支出の部収入の項中

		何流通団地 売却収益	何県営駐車 場使用料		
			何県営駐車 場使用料		
			何県営ゴル フ場使用料		
		何流通団地 売却収益			

に改める。

別表第四予算科目表2収益的収入及び支出の部支出の項中

		何県営駐車 場使用料	何県営駐車 場使用料		
		何県営ゴル フ場使用料	何県営ゴル フ場使用料		
		何県営駐車 場使用料	何県営駐車 場使用料		
		何県営ゴル フ場使用料	何県営ゴル フ場使用料		
		雑費	雑費		

に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島県公営企業財務規程別表第二及び別表第四の規定は、平成二十三年度の事業年度から適用する。

節の区分
は、一般管
理費に同
じ。